令和5年

第2回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年2月28日 招 集

阿賀野市農業委員会

令和5年 第2回阿賀野市農業委員会総会会議録

- 1 令和5年第2回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年2月28日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。
- 2 出席者は次のとおりである。
 - ○農業委員

2番 中 村 孝 幸 1番 本 田 充 3番 齋 藤 正 人 曽 我 憲 司 上松千恵 4番 6番 7番 本 間 多佳子 皆川光浩 9番 阿 部 萬紀夫 瑞穂 8番 10番 齌 藤 11番 菅 井 茂 12番 渡 邉 悟 13番 笠 原 尚 美

15番 見尾田 正 行

○推進委員

 3番 圓 山 德 明
 4番 塩 田
 亨
 5番 那須野 一 吉

 6番 五十嵐 和 則
 7番 小 林 隆 司
 8番 伊 藤 剛 栄

 9番 齋 藤 広 範 10番 長谷川 政 男 11番 松 﨑 学

- 3 欠席委員
 - ○農業委員 5番 渡 辺 隆 14番 小 林 章 男
 - ○推進委員 な し
- 4 遅参委員 なし
- 5 早退委員 なし
- 6 会長の命により出席した者

 事務局長
 宮嶋 正憲

 次長
 大瀧 秀樹

 係長
 斎藤 恵

 係長
 野﨑 耕一

- 7 会議の日程は次のとおりである。
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の 取消について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 事業計画変更の承認申請について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の 決定について
 - 日程第8 議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第9

日程第10 報告第2号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届について

日程第11 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の 決定について

審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年1月定例総会を開会いたしま

只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、5番 渡辺委員、14番 小林委員の2名です。

推進委員の欠席は「なし」であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

11番 菅井委員、12番 渡邉委員、13番 笠原委員を指名したいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を11番 菅井委員、12番 渡邉委員、 13番 笠原委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議あり ませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、斎藤係長、野﨑係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の取り消しについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤)

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画 の取り消しについて説明いたします。

1ページをご覧ください。

受付番号1番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

堀越字萱場外16筆、11,173㎡、賃貸借です。

令和5年1月10日公告の利用権設定。

取消理由は、譲渡人死亡のため取り消すものです。

2ページをご覧ください。

受付番号2番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

堀越字中作外4筆、2,164㎡、使用貸借。

令和5年1月10日公告の利用権設定でした。

取消理由は、譲渡人死亡のため取り消すものです。

以上で議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積計画の取り消しについて説明を終ります。

議長

事務局の説明が終わりました。これから審議に入りますが、利用権設定の

(見尾田)

1番、2番案件の譲受人は、3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であります。農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しておりますので、該当委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長 (見尾田) 異議がないようですので、そのようにいたします。はじめに、利用権設定の1番、2番案件を審議いたしますので、3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いします。

一 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員退室 一

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、1番案件、2番 案件について審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員

(「なし」の声)

議長 (見尾田)

質疑なしと認めます。お諮りします。利用権設定の1番、2番案件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、利用権設定の1番、2番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

一 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員入室 一

議長 (見尾田) 3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので次に移ります。ここで説明員の交代をいたします。

野﨑係長、お願いします。

一 説明員交代 野﨑係長 一

議長 (見尾田) 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野﨑係長、お願いします。

事務局 (野﨑)

議案書3ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いた

今月の申請件数は、所有権移転が10件25筆、合計面積が33,796.29㎡です。

受付番号41番、前山字元前山(もとまえやま)、地目、台帳・現況がともに田、地積809㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり70万円の売買です。

続きまして受付番号42番、小里字大犬林(おおいぬばやし)、地目、台帳・現況がともに田、地積805㎡です。

譲受・譲渡理由は「買戻し」と「相手方の要望」です。

契約内容は、総額130万円での売買です。

続きまして受付番号43番、女堂字砂子沢(すなござわ)、地目、台帳・現況がともに田、地積817㎡、これを含めまして2筆1, 445㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額10万円での売買です。

続きまして受付番号44番、発久字道下(みちした)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,022㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり184,000円での売買です。

続きまして受付番号45番、笹岡字砂押(すなおし)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,016㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり総額192,000円での売買です。

続きまして受付番号46番、関屋字下浦(しもうら)、地目、台帳・現況がともに田、地積974㎡、これを含めまして3筆2,873㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり200,000円での売買です。

この案件は令和4年4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は規模拡大したい旨計画書が提出されております。

また、譲受人住所地の新潟市秋葉区で農業を経営していることを経営状況証明により確認済みです。

続きまして受付番号 4.7 番、笹岡字塚ノ目下 (つかのめした)、地目、台帳・現況がともに田、地積 2 , 0.3.6 ㎡、これを含めまして 2 筆 4 , 0.0.8 ㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり192,000円での売買です。

続きまして受付番号48番、笹岡字塚ノ目下、地目、台帳・現況がともに田、地積2,020㎡、これを含めまして3筆6,012㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり184,000円での売買です。

続きまして受付番号49番、分田字下島(したじま)、地目、台帳・現況がともに畑、地積46㎡、これを含めまして2筆161㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与です。

この案件は令和4年4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は家庭菜園として農地を利用したい旨計画書が提出されております。

続きまして受付番号 50 番、発久字道下(みちした)、地目、台帳・現況がともに畑、地積 438 ㎡、これを含めまして 9 筆 13 , 645 . 29 ㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額2,510,728円での売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に 記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げ ます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申

請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農 機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明を終わります。

議長 (見尾田) ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これから審議に 入ります。ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第5 議案第3号 事業計画変更の承認申請についてを 議題といたします。事務局の説明をお願いします。野﨑係長、お願いします。

事務局 (野﨑)

議案書7ページをご覧ください。

議案第3号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。

受付番号20番、当初計画者は記載のとおりです。

変更後の土地の所在が保田字家脇(いえわき)、地目、台帳・現況がともに田、地籍1,501㎡、これを含めまして、合計2筆で2,401㎡です。 当初計画内容は、陸砂利採取事業に伴う搬出入路及び表土置場です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は陸砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場として、令和4年8月31日付け阿農委第504016号で許可を得て使用してきましたが、向野(むかいの)3390・3391・3392・3393及び3394の一部の計5筆を陸砂利採取事業で申請するため、計画面積を減にして変更申請するものです。

場所につきましては、8・9ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区、砂山集落の北西に位置する場所にあります。

10ページは、更正図に変更後の申請地を塗りつぶしで表示しております。

11ページの平面図に、変更で削減する箇所と変更後の表土置場を表示しております。

続きまして、12ページになります。

受付番号21番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳が田・現況が雑種地、地籍242㎡です。 当初計画内容は、個人住宅建築用地です。

3万~1番、ヨ初町画有と極外4)所在が北太町 - 柳目 - 台帳が日 事業計画変更の理由ですが、当初計画者は個人住宅を建築するために、昭和48年5月26日付け芝農地第5390号により5条転用許可を得て、所有権移転を行いましたが、一身上の都合で帰省が遅れてしまい、東京に居を構え申請地はそのままになっていました。その後、アパートの駐車場として貸してほしいとの要請を受け、深く考えず、無断で別の目的に使用していた顛末書付きの案件です。

アパートの貸駐車場として継承者から購入希望があり、この度正式に事業 計画変更を申請するものです。

以前から借りていたことから継承者に対して厳重注意をいたしております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

場所につきましては、 $13\cdot14$ ページの位置図・案内図をご覧ください。 水原地区、国道 460 号、葬祭みなみ会館から南西に 200 m程の住宅地の中にあります。

15ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

16ページは、土地利用計画図・排水計画図です。砂利敷きで駐車スペース8台分となっております。周りは住宅地で農地はありません。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田)

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

21番案件について、9番 阿部委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員 (阿部)

9番 阿部です。ただ今の案件なんですけども、事務局の説明のとおりなんですけども、始末書、顛末書付きの案件でございます。8台くらい、すでにロープで区画されて、8台くらい並ぶような砂利道の駐車場になっておりました。一応、書類上は農地なので、それを知っていたか知らなかったのかわかりませんが、●●●●の方には厳重注意ということで現地確認を終わってきました。なお、みなさんの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

(見尾田)

なお、20番案件については、調査当日は積雪により現地確認が困難な状況だったため、後日事務局が確認を行ったものでありますので、現地確認報告は事務局説明のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたら お願いいたします。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。議案第3号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 事業計画変更の承認申請について、原案の とおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野﨑係長、お願いします。

事務局 (野﨑)

議案書17ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

まずは正誤表で、このページの右側、工事期間の終了が、令和6年5月3 1日に訂正をしておりますのでよろしくお願いします。

受付番号42番、賃貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が箸木免字前新田(まえしんでん)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,924㎡、これを含めまして合計2筆で3,308㎡です。 転用目的は乾燥調製施設建設、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月20日から令和6年5月31日まで。

農地区分につきましては、農用地区域内ですが、阿賀野農業振興地域整備 計画の農業用施設用地へ用途区分が変更されております。

許可基準は、農業用施設用地は許可可能であります。

転用事由は、申請者は耕作面積の増加に伴い、現有の施設・設備だけでは 対応しきれなくなっているため、県の補助金の活用により、施設建設・設備 導入をして、今後の規模拡大に対応する計画から該当地を申請するもので す。

場所につきましては、 $18 \cdot 19$ ページの位置図・案内図をご覧ください。 京 ヶ瀬地区、旧前山小学校の南東に位置する場所です。

20ページは更正図に斜線を引いて申請地を表示しております。

21ページは土地利用計画図、排水計画図です。雨水処理につきましても土地改良区と協議済であります。

なお、土地利用計画図で108番1の土地の駐車スペースから南側の部分は県営事業の残土置き場として令和6年3月まで賃貸借されておりますが、ライスセンターを秋に稼働する必要があり、一体的な活用であるため、南側の整備は県の賃貸借終了後に行うこととなっております。

この件につきましては、県営事業管轄の新発田振興局や県農業会議などに問題がないことを確認済みです。

続きまして、23ページになります。

受付番号43番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免(いんきょめん)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡の内378.45㎡、これを含めまして合計4筆で10,115㎡の内1,892.25㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

期間が令和5年3月25日から令和8年3月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所でありますが、砂利採取事業に関する一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

場所につきましては24・25ページの位置図・案内図をご覧ください。 上江端集落の北側に位置した農地になります。 以前、搬出入路として一時転用をしていた箇所を再度一時転用するものです。

26ページは更正図で、濃く塗りつぶして申請地を表示しており、土地利用計画図も兼ねております。

続きまして、27ページになります。

受付番号44番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字上ノ山(うえのやま)、地目、台帳・現況がともに田、地積558㎡、これを含めまして合計17筆で14, 021㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月25日から令和6年9月24日まで、農地区分は 農用地区域内となっており原則許可できない場所でありますが、陸砂利採取 事業による一時的な転用であり、例外的に許可できるものとなっておりま す。

転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、 陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては28・29ページの位置図・案内図をご覧ください。 水原地区 上江端集落の東側に位置する農地になります。

- 30ページは更正図で、申請地を濃く表示しております。
- 31ページは土地利用計画図、32ページは全体土地利用計画図になります。

続きまして、33ページになります。

受付番号45番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字上ノ山(うえのやま)、地目、台帳・現況がともに畑、地積1,398㎡、これを含めまして合計24筆で19,723㎡です。 転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月25日から令和6年9月24日まで、農地区分は 農用地区域内となっており原則許可できない場所でありますが、陸砂利採取 事業による一時的な転用であり、例外的に許可できるものとなっておりま す。

転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては35・36ページの位置図・案内図をご覧ください。 水原地区 上江端集落の東側に位置する農地になります。

- 37ページは更正図で、申請地を太線で囲って表示しております。
- 38ページは土地利用計画図、39ページは全体土地利用計画図になります。

続きまして、40ページになります。

受付番号46番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字向野(むかいの)、地目、台帳・現況がともに畑、地積 $125\,\text{m}^2$ 、これを含めまして合計12筆で8, $593\,\text{m}^2$ の内7, $527\,\text{m}^2$ です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月25日から令和6年9月24日まで、農地区分は 農用地区域内となっており、原則許可できない場所でありますが、陸砂利採 取事業による一時的な転用であり、例外的に許可できるものとなっておりま す。

転用事由は、陸砂利採取を実施するもので、実施後は、原形復旧の予定と

なっております。

場所につきましては41・42ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区砂山集落の北側に位置する農地になります。

43ページは更正図で、申請地を塗りつぶして表示しております。

44ページは土地利用計画図になります。

続きまして、45ページになります。

受付番号47番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字家脇 (いえわき)、地目、台帳・現況がともに田、 地積が1,844㎡、これを含めまして合計2筆で3,226㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う表土置場で、資金計画は記載のとおりです。 利用期間が令和5年3月25日から令和8年3月24日まで、農地区分は 農用地区域内となっており、原則許可できない場所でありますが、砂利採取 事業に関連する一時的な転用であり、例外的に許可できるものとなっており ます。

転用事由は、先ほど、受付番号46番、保田字向野(むかいの)の陸砂利 採取を実施するために表土置場として一時転用するものです。

こちらも完了後は原型復旧となっております。

場所につきましては、46・47ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区、砂山集落の北側に位置する農地になります。

48ページは、更正図で、申請地を濃く表示しております。

49ページは土地利用計画図です。

続きまして、50ページになります。

受付番号48番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が金屋字川端(かわばた)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が750㎡、これを含めまして合計2筆で956㎡です。

転用目的は観光用ハーブ園で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和5年3月1日から令和5年10月31日まで。

農地区分につきましては、申請地は金屋集落の住宅が連たんしている区域 の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は金屋地内において、自社が運営する観光施設付近で観光用ハーブ園の用地を求めていたところ、既存観光施設からも徒歩数分の場所に位置する当該申請地を買い受ける運びとなったため、申請するものです。

場所につきましては、 $5.1 \cdot 5.2$ ページの位置図・案内図をご覧ください。 笹神地区、金屋集落の北部に位置する土地です。

53ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

54ページは土地利用計画図です。別事業で取得予定の宅地の一部も一緒にハーブ園として計画を立てています。ハーブは土地利用計画図上側、楕円を描く歩道に接している四角の部分を予定しております。

続きまして、55ページになります。

受付番号49番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳が田、現況が雑種地、地積242㎡です。 転用目的は貸駐車場、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月2日から令和5年3月10日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居

地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者が所有するアパートの付属駐車場及び近接居住者の貸 駐車場として利用するため申請するものです。

なお、こちらは事業計画変更の受付番号21番でも説明いたしましたが、 顛末書付きの案件であり、現状既に使用されております。

なお、申請者に対して厳重注意をいたしました。

場所につきましては、56.57ページの位置図・案内図をご覧ください。 水原地区、国道 460号、葬祭みなみ会館から南西に 200 m程の住宅地の中にあります。

58ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

5 9ページは、土地利用計画図・排水計画図です。砂利敷きで駐車スペース 8 台分となっております。周りは住宅地で農地はありません。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田)

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

48番案件について、6番 上松委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員(上松)

6番 上松です。現地確認に行ってまいりました。当日は、その前の日に 雪が降っていて、地面の様子や境目などはっきりと見ることはできなかった のですが、譲受人の方は地元で事業をやっている信頼のおける事業所という ことで、きっちり今回のことも遂行してくれるだろうということで、問題な いと見てまいりました。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田)

なお、42番案件についても現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の14番 小林委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

また、43番から47番案件については、調査当日は積雪により現地確認が困難な状況だったため、後日事務局が確認を行ったものでありますので、現地確認報告は事務局報告のとおりとさせていただきます。

さらに49番案件については、議案第3号 事業計画変更の承認申請の審議の際に、すでに現地確認報告をいただいておりますので、そのとおりとさせていただきます。

これから審議に入りますが、46番及び47番案件の譲渡人の一人が私であります。農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者である私は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

(見尾田)

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、はじめに46番及び47番案件を審議いたしますので、議長を 会長職務代理者の13番 笠原委員と交代し、私は退室いたします。

一 会長退室・議長交代 一

議長 (笠原)

会長職務代理者の笠原です。

46番及び47番案件につきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは46番及び47番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (笠原)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

46番及び47番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご 異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (笠原)

異議なしと認めます。

したがいまして、46番及び47番案件について、原案のとおり承認し、 許可することに決定いたしました。

見尾田会長の入室をお願いします。

一 会長入室 一

議長 (笠原)

15番 見尾田委員が着席いたしました。46番及び47番案件について、原案のとおり承認し、許可することで審議が終了しましたので、議長を退任し、見尾田会長と交代いたします。ありがとうございました。

一 議長交代 一

議長

(見尾田)

それでは、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いた します。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可 することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のと おり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

一 説明員交代 斎藤係長 一

議長 (見尾田)

続きまして、日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転4件13筆、10,686㎡、賃貸借権設定172件874筆、864,752.51㎡、使用貸借権設定11件67筆、66,510.74㎡となります。

はじめに所有権移転の案件です。

61ージをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者です。

また、台帳・現況地目についてはいずれも田または畑のため、地籍を含め 読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より、受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、前山字深田外6筆、4,946㎡、総額3,182,000円の売買です。

2番、保田字砂山外2筆、2,882㎡、10a当り500,000円の 売買です。

62ページ、3番、保田字砂山外1筆、1,840㎡、10a当り500,000円の売買です。

4番、山﨑字堅田、1,018㎡、10a当り630,000円の売買です。

続きまして賃貸借権設定の案件です。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

100ページをご覧ください。

53番、笹岡字東浦外4筆、4,019㎡、10a当り16,000円、23,700円。

102ページ、56番、山﨑字下野地、821㎡、10a当り17,000円。

104ページ、63番、嶋瀬字居浦外4筆、8,230㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

110ページ、75番、法柳字大割外8筆、11,495㎡、10a当り22,900円。

113ページ、80番、小河原字居前外3筆、3,008㎡、10a当りコシヒカリ100kg。

121ページ、103番、外城町外1筆、4,046㎡、10a当り22,400円。

122ページ、106番、押切字下野地外8筆、13,823㎡、10a 当り21,000円。

123ページ、107番、押切字割田外7筆、11,563㎡、10a当 921,000円。

124ページ、109番、分田字坊主柳、512㎡、10a当り21,000円。

125ページ、110番、小浮字鳥尻外2筆、1,917㎡、10a当り21,000円。

111番、寺社新字菖蒲川、511㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

134ページ、134番、久保字水田、603㎡、総額5,000円。

138ページ、144番、堀越字萱場外21筆、9,382.30㎡、10a当り20,000円、22,000円、24,000円。

153ページ、167番、出湯字中野地外1筆、1,624㎡、10a当り10,000円。

158ページ、176番、出湯字中野地外2筆、2,481㎡、10a当り10,000円。

162ページ、186番、本明字下タ道外1筆、2,278㎡、10a当りコシヒカリ120kg。

次に、使用貸借権設定の案件ですが更新案件ですので、説明を省略させていただきます。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積計画の決定について説明を終わります。

議長

(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の62番と98番案件の譲受人は10番 齋藤委員が関係者であり、94番案件の譲受人は2番 中村委員が関係者であります。

また、106番から108番案件の譲受人は9番 阿部委員が関係者であり、120番及び121番案件の譲受人は推進委員の4番 塩田推進委員が、144番案件の譲受人は、3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

(見尾田)

異議がないようですので、そのようにいたします。

はじめに、賃貸借権設定の62番と98番案件を審議いたしますので、1 0番 齋藤委員の退室をお願いいたします。

一 10番 齋藤委員退室 一

議長

10番 齋藤委員が退室されましたので、62番と98番案件について審

(見尾田) 議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の62番と98番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、賃貸借権設定の62番と98番案件について、原案のと おり承認することに決定いたしました。

10番 齋藤委員の入室をお願いいたします。

一 10番 齋藤委員入室 一

議長

10番 齋藤委員が着席されましたので続けます。

(見尾田)

続きまして、賃貸借権設定の94番案件を審議いたしますので、2番 中村委員の退室をお願いいたします。

一 2番 中村委員退室 一

議長

(見尾田)

2番 中村委員が退室されましたので、94番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の94番案件について、原案のとおり承認することにご異議 ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、賃貸借権設定の94番案件について、原案のとおり承認 することに決定いたしました。

2番 中村委員の入室をお願いいたします。

一 2番 中村委員入室 一

議長

2番 中村委員が着席されましたので続けます。

(見尾田)

続きまして、賃貸借権設定の106番から108番案件について審議いたしますので、9番 阿部委員の退室をお願いいたします。

9番 阿部委員退室 —

議長

9番 阿部委員が退室されましたので、賃貸借権設定の106番から10 (見尾田) 8番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の106番から108番案件について、原案のとおり承認す ることにご異議ございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、賃貸借権設定の106番から108案件について、原案 のとおり承認することに決定いたしました。

9番 阿部委員の入室をお願いいたします。

一 9番 阿部委員入室 一

議長

9番 阿部委員が着席されましたので続けます。

(見尾田)

続きまして、賃貸借権設定の120番及び121案件について審議いたし ますので、推進委員の4番 塩田推進委員の退室をお願いいたします。

一 4番 塩田推進委員退室 一

議長

(見尾田)

4番 塩田推進委員が退室されましたので、賃貸借権設定の120番及び 121番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の120番及び121番案件について、原案のとおり承認す ることにご異議ございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、賃貸借権設定の120番及び121番案件について、原 案のとおり承認することに決定いたしました。

4番 塩田推進委員の入室をお願いいたします。

4番 塩田推進委員入室 一

議長

4番 塩田推進委員が着席されましたので続けます。

(見尾田)

続きまして、賃貸借権設定の144番案件について審議いたしますので、 3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いいたします。

一 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員退室 一

議長

(見尾田)

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、賃貸借権設定の 144番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の144番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、賃貸借権設定の144番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

一 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員入室 一

議長

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので続けます。

(見尾田) す

次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認すること にご異議ございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のと おり承認することに決定いたしました。

これで議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基

準の一部変更(案)についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤)

議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、説明申し上げます。

説明資料は、議案書の別冊になります。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに、「1 事業内容」です。

この事業については、農地の集団化等を図るため、関係法令に基づいて、 農業委員会が農地の出し手、受け手の申し出を受け、当委員会で定めるあっ せん基準の要件を満たした受け手に、あっせんを行う事業となっています。 次に、「2 変更理由」です。

このあっせん基準について、農業、農地を取り巻く情勢の変化を適切に反映したもので構成されているため、変更の要素である農林業センサス202 0の結果により、変更が必要になりました。

次に、「3変更内容」です。

基準面積の変更(案)となります。

3ページをごらんください。

この別表1については、受け手の基準要件で、経営形態、対象地区で区分しています。

変更箇所については、センサス結果を反映したことによる基準面積の変更となり、その他の部分においては、笹神地区について、これまで1と2で区分しておりましたが、2020年のセンサスデータから、販売農家数の項目がなくなったため集落の区分が特定できず、他の地区同様、笹神地区一つとなります。

表の右側が現行のもの、左側が変更案になっております。

では、経営形態別に説明します。

個別経営体の経営です。

経営基準の算出方法について、単一経営の耕地面積が不明であるため、前回同様にセンサスを基に、耕地面積を総農家数で割り、小数点第2位を四捨五入した数値を経営基準面積としています。

安田地区が1.9から2.6、京ヶ瀬地区が2.5から2.8、水原地区が2.7から3.4、笹神地区が笹神1が2.3、笹神2が3.2から3.7に変更するものです。

次に複合経営体です。

複合経営の耕地面積が不明であるため、前回同様に、単一経営の当該地区の基準面積で一番低い面積を適用しております。

複合経営の水原・京ヶ瀬については、2.5から2.8、同じく安田と笹神については1.9から2.6に変更するものです。

続きましては、畜産専業です。

変更箇所については、経営面積のみ変更で、基準となる面積について、畜 産専業の耕地面積が不明のため、前回同様、安田地区の基準面積を適用して おります。

面積については、1.9から2.6に変更するものです。

最後に一番下の行で、畜産経営等に係る農業施設用地取得の基準頭数です。

算出方法は、前回同様、家畜頭羽数調査を根拠とし飼養頭数を飼養戸数で 割った値です。

ただし、100頭以上の大規模経営体を含めると、頭数も上がるため、そ

れを除いた数字となっております。

変更箇所については、乳用牛34から36、繁殖牛は8から16、肥育牛は21から20へ修正するものです。

表紙に戻っていただきまして、4 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準 作成協議会(答申)です。

この案については、12月22日、四役会議にて素案をお示しして、同日に当委員会の付属機関である、あっせん基準作成協議会に諮問し、2月2日同協議会において審議されました。その結果、同日に「異議なし」との答申を受けております。

以上であっせん基準の変更に係る説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田) 事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

お諮りします。

議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、議案第6号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで説明員を交代いたします。

一 説明員交代 野﨑係長 一

議長

(見尾田)

続きまして、日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による 通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野﨑係長、お願いします。

事務局

議案書171ページをご覧ください。

(野﨑)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。

今月は66件あります。

契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農用地利用 集積計画の賃貸借権設定の解約が55件、使用貸借権設定の解約が2件、中間の賃貸借権設定の解約が6件、中間の使用貸借権設定の解約が2件です。

解約事由の主なものでは、利用権設定期間の変更のための解約が171ページの179番、181番、182番、175ページの183番、184番、185番、186番、176ページの188番、189番、191ページの232番、192ページの233番、194ページの238番、239番、

240番、241番、242番、243番、196ページの180番、18 7番です。

続きまして中間管理権設定のための解約が178ページの196番、197番、179ページの198番、199番、200番、201番、202番、203番、180ページの205番、206番、192ページの234番、235番、193ページの236番、237番、194ページの244番、195ページの245番です。

続きまして借り手の変更の解約が176ページの190番、191番、177ページの192番、181ページの207番、182ページの208番、184ページの209番、210番、185ページの211番、186ページの212番、213番、187ページの214番、215番、216番、217番、218番、188ページの222番、191ページの231番、195ページの246番、247番です。

続きまして売買のための解約が171ページ221番、180ページ204番、197ページの223番、224番、198ページの225番、226番、227番、228番、200ページの194番、201ページの195番です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終ります。

議長

(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、日程第10 報告第2号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野﨑係長、お願いします。

事務局

(野﨑)

203ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届について説明をいたします。

受付番号18番、申請人は記載のとおりです。

土地の所在が沢口字ノゲ沢(のげざわ)、地目、台帳・現況がともに田、地籍が472㎡の内28.2㎡、これを含めまして、合計2筆で、997㎡の内112.2㎡です。

転用目的が農作業施設用地です。

農地区分は、農用地区域外にある農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない農地であり、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

許可基準は、200㎡未満の自らの農地を農業に資する用途で転用する場合は、届出で良いこととなっております。

転用事由は、申請地に ぼかし肥料製造所兼有機農業研修所として農業用

施設を建設するため届け出るものです。

場所につきましては、204・205ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、沢口集落の東側600mほど、山の奥に位置しております。

206ページの更正図をご覧ください。2筆にまたがり申請箇所付近を表示しております。

207ページの土地利用計画図をご覧ください。図の右側、北側になりますけれども、林道から延びる通路部分と施設部分が転用の届け出箇所となっております。

208ページには平面図を載せています。堆肥の製造所とトイレ、図面右側には農機具を入れる下屋を設置する計画です。

トイレにつきましては、山水を用い、バイオマス処理をする計画で、担当である市民生活課と協議の上、設置するように申請者に説明しました。

申請地は、地区担当委員と事務局で確認するところですが、確認時期の1月中・下旬において降雪が続き、山の奥であり、確認が困難であったため、事前に事務局で撮影した写真や資料を元に地区担当委員に確認していただき、転用届承認通知を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法第4条第1項第9号該当による転用届について 説明を終ります。

議長

(議長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

ご承知おきをお願いいたします。ここで説明員を交代いたします。

一 説明員交代 斎藤係長 一

議長

(見尾田)

続きまして、日程第11 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤)

報告3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告いたします。

209ページをご覧ください。

このたびは、移転のみ3件、11筆、13,434㎡となっております。 209ページ、401番から403番まで、移転後の開始は、令和5年3 月31日、新潟県が公告をすることから、令和5年4月1日、終了及び賃貸

借料は各案件固定となっております。 なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者で

以上、報告を終ります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田) 事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

(見尾田)

ご承知おきをお願いします。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

- 14時41分終了 -

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年2月28日

議事録署名委員	11番	(II)
議事録署名委員	1 2番	ூ
議事録署名委員	13番	(II)
議 長 農業委員会長		(P)